

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 17 年茨城県規則第 98 号）新旧対照表

新		旧	
別表第 9 の 1 騒音特定施設(第 34 条第 1 項関係)		別表第 9 の 1 騒音特定施設(第 34 条第 1 項関係)	
1	略	1	略
2	空気圧縮機（ <u>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き，原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。</u> ）及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)	2	空気圧縮機_____及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3～11	略	3～11	略